平成２５年（フ）第６０５１号
大阪市西成区山王１丁目５番13号　エスペランサ天王寺401号
債務者　武藤　博雅
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０５７号
大阪市淀川区東三国２丁目10番４―309号
債務者　磯﨑　早希
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目４番23―107号
債務者　藤井　　功
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２号
大阪府豊中市曽根西町３丁目10番10号
債務者　吉村　友紀（旧姓鷺森）
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６４号
大阪市淀川区田川１丁目５番14―415号
債務者　佐藤　文彦
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１０号
大阪市住吉区苅田２丁目15番22―305号
債務者　小湊真由美
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１５号
大阪府高槻市塚原１丁目３番15号
債務者　塚本　君子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８８号
兵庫県小野市育ケ丘町1480番地の247
債務者　酒井　陽子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第７５０号
静岡市清水区渋川２丁目４―14　セジュール渋川Ａ101号室、住民票上の住所静岡市清水区袖師町62番地
債務者　高塚　亮治
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０７号
静岡県磐田市長森353番地　長森団地Ｂ―１―５号
債務者　藤田　純子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６１３号
静岡県浜松市中区城北３丁目３番24号　一福荘６号、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目17番201号
債務者　知識　利幸
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
静岡県浜松市南区安松町12番地の３　Ｋハイツ１－Ｂ
債務者　鈴木　千鶴（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２０１７号
横浜市金沢区並木１丁目15番１―104号
債務者　口中道　晃
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０８２号
横浜市緑区台村町126番地　ステップス203号
債務者　竹内　良子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２１３号
横浜市神奈川区神奈川２丁目14番地４　鈴木荘
債務者　長田　明夫
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２５６号
横浜市中区千代崎町３丁目77番地　川口ハイム２Ｆ
債務者　田久保利城
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６１号
横浜市金沢区並木１丁目１番４―602号
債務者　安蒜　静子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部